第 117 回

2020年４月１日～2021年３月31日

定時株主総会招集ご通知

日 時

2021年６月29日（火曜日）
午前10時

場 所

神戸市東灘区住吉浜町19番地の５
当社本社　３階会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

議決権行使期限：2021年６月28日（月曜日）午後５時30分

議　　案

会 社 提 案

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　取締役７名選任の件

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

株 主 提 案

第４号議案　剰余金の処分の件

第５号議案　資本コストの開示に係る定款変更の件

当社取締役会は、**株主提案の第４号議案**及び**第５号議案**に**反対**しております。

目　次

招集ご通知…… P.1
事業報告…… P.3
計算書類等…… P.15
監査報告…… P.33
株主総会参考書類…… P.38

新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染予防のため、本株主総会にご出席される株主様におかれましては、総会当日の流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用等の感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
また、感染拡大防止のため、書面（議決権行使書）による議決権行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。

株主総会に当日ご出席いただく場合



議決権行使書用紙を会場受付へ提出

書面（議決権行使書）による議決権行使の場合



議案に対する賛否を表示のうえ返送

日和産業株式会社

証券コード　2055

証券コード2055
2021年６月11日

株　主　各　位

神戸市東灘区住吉浜町19番地の５
日 和 産 業 株 式 会 社
取締役社長　中　澤　敬　史

第117回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第117回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

**　なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面による事前の議決権行使を何卒ご検討いただけますようお願い申しあげます。**

**　書面による議決権行使につきましては、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年６月28日（月曜日）午後５時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申しあげます。**

**　株主総会の運営スタッフは、総会当日の検温及び入場前の手指のアルコール消毒を行い、体調を確認したうえで、必要に応じてマスクを着用して参加させていただく予定でございます。ご来場いただく株主様につきましても、マスクの着用、受付前での検温及び手指のアルコール消毒へのご協力をお願いさせていただく場合がございます。**

**　ご来場の株主様で、発熱等の体調不良とお見受けされた方につきましては、当社の判断にて入場をお断りさせていただく場合がありますのでご協力の程お願い申しあげます。**

敬　具

記

1．日　　時　2021年６月29日（火曜日）午前10時
2．場　　所　神戸市東灘区住吉浜町19番地の５　当社本社３階会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3．目的事項
報告事項　1．第117期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
2．会計監査人及び監査役会の第117期連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
＜会社提案　第１号議案から第３号議案まで＞
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役７名選任の件
第３号議案　補欠監査役１名選任の件
＜株主提案　第４号議案及び第５号議案＞
第４号議案　剰余金の処分の件
第５号議案　資本コストの開示に係る定款変更の件

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎　事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.nichiwasangyo.co.jp/）に掲載させていただきます。

添付書類

事　業　報　告

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

⑴　事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大により、個人消費や企業収益が悪化するなど、前期に引き続き厳しい状況で推移しました。2020年５月に解除された緊急事態宣言は、年末にかけて感染が再拡大し2021年１月にも発令が行われ、解除後も感染拡大が続いていることから、わが国経済はより一層厳しさを増しております。

配合飼料業界におきましては、主原料のとうもろこしは、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大で経済活動の減速懸念から軟調に推移していたものの、下期には中国の旺盛な需要や南米での作付遅延による生産量減少から価格は上昇しました。副原料である大豆粕も、とうもろこしと同様に価格は上昇を続けております。外国為替相場につきましては、円高傾向が続いていましたが、新型コロナウイルスに対するワクチン接種が進んだことによる経済活動再開の動きから円安傾向へと転じております。

畜産物市況につきましては、鶏卵相場は、新型コロナウイルスの影響等による需要減から値を下げておりましたが、年初より、鳥インフルエンザの影響による供給不足から値を上げております。鶏肉相場は、輸入量が増加しましたが、家庭での需要増に加え、鶏卵相場と同様、鳥インフルエンザの影響により価格は上昇しました。豚肉相場は、家庭での需要が旺盛な中、海外での海上運賃の高騰や新型コロナウイルスによる生産量減少により輸入量が減り、上期は堅調に推移しましたが、国内生産量の増加により下期は軟調に推移しました。牛肉相場は政府の補助事業と輸出増加に加え、生産頭数の減少により堅調な推移となりました。

このような状況のなか、当社は2020年４月と７月に配合飼料価格の値下げを行いましたが、2020年10月と2021年１月には値上げを行いました。

その結果、売上高は399億円（前年同期比4.9％減）となりました。利益面につきましては、営業利益は２億83百万円（前年同期比46.3％減）となり、経常利益は３億79百万円（前年同期比42.6％減）、親会社株主に帰属する当期純利益は１億39百万円（前年同期比62.6％減）となりました。

当連結会計年度におきましては、新型コロナウイルスや家畜の疾病による畜産物市況の変化等により、一部の取引先に債権回収懸念が生じたため、販売費及び一般管理費が増加し、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益は減益となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

飼料事業

畜産物市況の変化や原材料価格の高騰等により、売上高は381億53百万円（前年同期比5.3%減）となり、セグメント利益（営業利益）は７億67百万円（前年同期比5.9%減）となりました。

畜産事業

豚肉相場が１年を通して前年を上回ったことから、売上高は17億47百万円（前年同期比4.3%増）となり、セグメント利益（営業利益）は１億41百万円（前年同期比680.8%増）となりました。

（セグメント別売上高）

区　　分	前連結会計年度	構成比	当連結会計年度	構成比	増減率
	百万円	%	百万円	%	%
飼料事業	40,300	96.0	38,153	95.6	△5.3
畜産事業	1,674	4.0	1,747	4.4	4.3
合　　計	41,974	100.0	39,900	100.0	△4.9

⑵ 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度中における設備投資は生産設備の更新等の７億８百万円であります。

この所要資金は自己資金でまかないました。

⑶ 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、原材料価格が高騰を続けていることに加え、新型コロナウイルスの感染拡大等による畜産物市況の変化により、引き続き厳しい状況です。

このような状況のもとで、当社グループといたしましては、業績の向上を目指し、原料調達の多様化の促進、販売の強化、そして固定費や生産コストの削減への注力に加え、感染症の拡大防止に努めてまいります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	第 114 期 (2018年３月期)	第 115 期 (2019年３月期)	第 116 期 (2020年３月期)	第 117 期 (2021年３月期)
売　　上　　高(百万円)	40,030	41,128	41,974	39,900
経　常　利　益(百万円)	845	426	659	379
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	525	254	371	139
１株当たり当期純利益(円)	27.19	13.17	19.23	7.20
総　　資　　産(百万円)	27,900	28,381	27,395	27,827
純　　資　　産(百万円)	17,296	17,449	17,590	17,757
１株当たり純資産(円)	895.63	903.57	910.86	919.51

(注)　１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、１株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を控除して算出しております。

(5) 重要な子会社の状況

会　　社　　名	資　本　金	当社の出資比率	主　要　な　事　業　内　容
東和畜産株式会社	50百万円	100%	子豚の生産及び肉鶏、肉豚の肥育販売

(6) 主要な事業内容（2021年３月31日現在）

配合飼料の製造・販売並びに畜産物の生産・販売等を行っております。

(7) 主要な営業所及び工場（2021年3月31日現在）

① 当社

本社	兵庫県神戸市
神戸工場	兵庫県神戸市
三原工場	広島県三原市
鹿児島工場	鹿児島県鹿児島市
八戸工場	青森県八戸市
坂出工場	香川県坂出市
長崎営業所	長崎県島原市

② 子会社

東和畜産株式会社	鹿児島県鹿児島市

(8) 従業員の状況（2021年3月31日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減
180名	8名減

（注） 従業員数は就業人員であり、臨時従業員33名は含まれておりません。

(9) 主要な借入先（2021年3月31日現在）

借入先	借入金額
	百万円
株式会社三井住友銀行	690
株式会社三菱UFJ銀行	686
兵庫県信用農業協同組合連合会	675
農林中央金庫	580

2．会社の株式に関する事項（2021年３月31日現在）

⑴ **発行可能株式総数**　79,591,000株

⑵ **発行済株式の総数**　20,830,825株（自己株式1,518,877株を含む）

⑶ **株主数**　1,970名

⑷ **大株主**

株主名	持株数	持株比率
豊田通商株式会社	1,362千株	7.05%
東北グレーンターミナル株式会社	1,153	5.97
株式会社カーギルジャパン	1,000	5.18
株式会社みなと銀行	963	4.99
Unearth International Limited	956	4.95
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	923	4.78
株式会社三井住友銀行	923	4.78
兵庫県信用農業協同組合連合会	849	4.40
三井住友海上火災保険株式会社	827	4.28
株式会社十文字チキンカンパニー	733	3.80

（注）１．千株未満は切り捨てて表示しております。
２．持株比率は自己株式（1,518,877株）を控除して算出しております。
３．株式会社カーギルジャパンは、2021年６月１日付でカーギルジャパン合同会社へ商号変更しております。

3．会社役員に関する事項（2021年３月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
中橋正敏	取締役会長（代表取締役）	
中澤敬史	取締役社長（代表取締役）	
中橋太一郎	専務取締役（営業本部長）	
古本洋一	取締役（生産本部長・鹿児島工場長）	
松本幸久	取締役（三原工場長）	
安井秀夫	取締役（管理本部長・総務部長）	
奥濱良明	取締役	大和化成株式会社代表取締役社長
河崎司郎	取締役	
脇村常雄	常勤監査役	
小阪田興一	監査役	
山下剛	監査役	豊田通商株式会社大阪食料部部長

（注）１．監査役山下剛氏は2020年６月26日開催の第116回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
２．小山一郎氏は2020年６月26日開催の第116回定時株主総会終結の時をもって監査役を退任されました。
３．取締役奥濱良明氏及び取締役河崎司郎氏は、社外取締役であります。なお、当社は両氏を、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
４．監査役小阪田興一氏及び監査役山下剛氏は、社外監査役であります。なお、当社は監査役小阪田興一氏を、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
５．常勤監査役脇村常雄氏は、当社において総務部に長年在籍し、2001年６月から2008年５月まで取締役として経理業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
６．取締役奥濱良明氏は、2021年５月26日逝去により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項及び当社の定款に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第１項の責任につき、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

⑶ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が一部の保険料を負担しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなります。

⑷ 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年５月21日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかわる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度における取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次の通りです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、担当職務とその職責、貢献度とその成果、そして当社の業績等を総合的に勘案し、決定することを基本方針としております。また、取締役の報酬は基本報酬のみとしております。

b. 基本報酬に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、金銭による月例の固定報酬としております。決定方法としましては、取締役会より報酬額の決定権限の委任を受けた代表取締役が、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、役位別配分割合を基に算出した金額を基本方針に照らし合わせ、総合的に勘案し、協議の上で決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取　締　役 （うち社外取締役）	114 (3)	114 (3)	—	—	7 (1)
監　査　役 （うち社外監査役）	11 (0)	11 (0)	—	—	2 (1)
合　　計 （うち社外役員）	125 (4)	125 (4)	—	—	9 (2)

（注）１．社外取締役の２名のうち１名、社外監査役２名のうち１名及び退任した社外監査役１名については報酬を支払っておりません。
２．2016年６月29日開催の第112回定時株主総会の決議により取締役については月額13百万円以内と定めております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、７名（うち、社外取締役は１名）です。
３．1994年６月29日開催の第90回定時株主総会の決議により監査役については月額３百万円以内と定めております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、３名です。
４．取締役会は、代表取締役会長中橋正敏及び代表取締役社長中澤敬史に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由としましては、長年にわたり当社における経営全般の管理・監督に携わってまいりましたことから、取締役の報酬額を適切に決定できると判断したためであります。

⑸ 社外役員に関する事項

重要な兼職先と当社との関係

区　分	氏　名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役	奥濱良明	大和化成株式会社代表取締役社長	取引先
取締役	河崎司郎	—	—
監査役	小阪田興一	—	—
監査役	山下剛	豊田通商株式会社大阪食料部部長	取引先

当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
取締役	奥濱良明	当事業年度に開催された取締役会５回全てに出席し、主に長年経験してきた企業経営者としての見地から企業経営の実務に関して発言を行っております。
取締役	河崎司郎	当事業年度に開催された取締役会５回全てに出席し、主に銀行及び監査法人の経験で培った見地から企業経営の実務に関して発言を行っております。
監査役	小阪田興一	当事業年度に開催された取締役会５回全てに出席し、また、監査役会５回全てに出席し、企業経営の実務に関して発言を行っております。
監査役	山下剛	就任後開催の取締役会４回全てに出席し、また、就任後開催の監査役会４回全てに出席し、主に商社における長年の経験及び知識から発言を行っております。

4．会計監査人の状況

⑴ 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

⑵ 会計監査人に対する報酬等の額

区　　分	報 酬 等 の 額
①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	27百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

⑶ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑷ 責任限定契約の内容の概要

当社は会計監査人と会社法第427条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

5．会社の体制及び方針に関する事項

⑴ 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法並びに会社法施行規則に基づき、「業務の適正を確保するための体制」について以下のとおり基本方針を定めております。

① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業倫理規程をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を、当社及び子会社の役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、総務部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に当社及び子会社の役職員教育を行う。総務部は、当社及び子会社のコンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告されるものとする。法令上疑義ある行為等について、当社及び子会社の役職員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社の組織横断的リスク状況の監視並びに全社的対応は総務部が行う。また、各部署の所管業務に付随するリスク管理は各々担当部署が行う。

④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

社内規則に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとるものとする。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社にそれぞれの責任を負う者を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えるとともに、総務部はこれらを横断的に管理し、子会社が適切な内部統制システムの整備を行うように指導する。

⑥ 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社は、経営上の重要事項を取締役会に報告するものとする。子会社において企業行動に関する重要な法令違反が発生した場合にも、速やかに報告するものとする。

⑦　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役の職務を補助する組織を総務部とする。監査役から補助すべき使用人を置くことの求めがあった場合は、取締役は監査役と協議し配置する。

⑧　前項の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の異動及び懲戒については、監査役会の意見を尊重するものとする。監査役の当該使用人に対する指示を不当に制限してはならず、また当該使用人は監査役の指示に従わなければならない。

⑨　取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等が監査役に報告をするための体制

取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等は、会社または子会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実及び法令に違反する重大な事実が発生した場合にはその事実、並びにホットラインによる通報があった場合にはその内容を、速やかに監査役に報告する。

⑩　前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社の役職員が通報窓口や監査役等への報告を行った場合に、当該報告をしたことを理由にしてその役職員に対して不利な扱いを行うことを禁止する。

⑪　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針

監査役が当社に対し職務の執行について生じた費用または債務の処理の請求をしたときには、必要でないと認められた場合を除き速やかに当該費用の支払い等の処理を行う。

⑫　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、効率的かつ効果的な監査を行うために、当社及び子会社の社長並びに会計監査人と情報の交換を含む緊密な協力関係を維持するとともに、必要に応じて独自に弁護士や公認会計士等の外部専門家の支援を受けることができる。

⑬　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力に対する基本方針に従い、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持たない。また、不当要求に対しては法的措置をとる等組織全体で断固として拒絶し、いかなる理由であれ、資金提供及び便宜供与を行わない。統括する部署を総務部とし、企業防衛対策協議会に出席して情報交換・情報収集を行い、役職員に周知する。

⑵ **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

① **コンプライアンス**

役職員に対し社内研修や会議を通じてコンプライアンス規程の内容の周知徹底を図ることにより法令を遵守するための取り組みを継続的に行っております。また、内部通報の制度についても役職員に対する周知を行っております。

② **リスク管理**

毎月の各拠点からの報告をもとに企業経営に重大な影響を与えるリスクの選定と必要な対策について検討し、情報の共有を行っております。

③ **内部監査体制**

内部監査部門が作成した監査計画に基づき、内部監査を実施しております。

④ **監査役の職務の執行**

監査役会の他、取締役会への出席や代表取締役、会計監査人との間で情報交換を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。また、常勤監査役は重要会議に出席し、業務執行の状況を把握することで監査の実効性の確保を図っております。

（注）　本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**20,935,283**	**流動負債**	**9,966,649**
現金及び預金	9,818,207	支払手形及び買掛金	4,574,015
受取手形及び売掛金	8,559,528	短期借入金	4,269,000
商品及び製品	140,790	未払金	420,225
仕掛品	320,334	未払法人税等	204,084
原材料及び貯蔵品	1,985,741	未払消費税等	168,602
その他	338,266	賞与引当金	100,912
貸倒引当金	△227,585	その他	229,810
固定資産	**6,892,536**	**固定負債**	**103,690**
有形固定資産	**5,334,383**	長期未払金	84,240
建物及び構築物	1,680,605	退職給付に係る負債	19,450
機械装置及び運搬具	1,346,498	**負債合計**	**10,070,339**
工具、器具及び備品	148,431	(純資産の部)	
土地	1,784,355	**株主資本**	**17,517,919**
建設仮勘定	374,492	**資本金**	**2,011,689**
無形固定資産	**9,994**	**資本剰余金**	**1,904,186**
投資その他の資産	**1,548,159**	**利益剰余金**	**13,897,843**
投資有価証券	556,569	**自己株式**	**△295,799**
長期貸付金	1,480,902	**その他の包括利益累計額**	**239,561**
破産更生債権等	1,378,821	**その他有価証券評価差額金**	**229,843**
繰延税金資産	43,965	**繰延ヘッジ損益**	**9,717**
退職給付に係る資産	54,959	**純資産合計**	**17,757,480**
その他	32,560		
貸倒引当金	△1,999,620		
資産合計	**27,827,820**	**負債及び純資産合計**	**27,827,820**

連結損益計算書

（2020年4月1日から
2021年3月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**39,900,700**
売上原価		**37,549,460**
売上総利益		**2,351,239**
販売費及び一般管理費		**2,067,910**
営業利益		**283,328**
営業外収益		
受取利息	25,548	
受取配当金	13,513	
売電収入	50,246	
為替差益	35,408	
受取保険金	38,511	
受取賃貸料	24,641	
その他	48,080	235,950
営業外費用		
支払利息	56,531	
売電費用	31,000	
支払手数料	41,609	
その他	11,119	140,260
経常利益		**379,018**
税金等調整前当期純利益		**379,018**
法人税、住民税及び事業税	246,730	
法人税等調整額	△6,801	239,928
当期純利益		**139,089**
親会社株主に帰属する当期純利益		**139,089**

連結株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,011,689	1,904,186	13,874,625	△295,781	17,494,719
当期変動額					
剰余金の配当			△115,872		△115,872
親会社株主に帰属する当期純利益			139,089		139,089
自己株式の取得				△17	△17
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	―	―	23,217	△17	23,199
当期末残高	2,011,689	1,904,186	13,897,843	△295,799	17,517,919

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	74,899	20,929	95,829	17,590,548
当期変動額				
剰余金の配当				△115,872
親会社株主に帰属する当期純利益				139,089
自己株式の取得				△17
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	154,943	△11,211	143,732	143,732
当期変動額合計	154,943	△11,211	143,732	166,931
当期末残高	229,843	9,717	239,561	17,757,480

連 結 注 記 表

（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

1．連結の範囲に関する事項

連結子会社　１社　東和畜産株式会社

2．持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない関連会社の名称

みちのく飼料株式会社

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日と連結決算日は一致しております。

4．会計方針に関する事項

⑴　重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの	決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）によっております。
時価のないもの	移動平均法による原価法によっております。
デリバティブ	時価法によっております。
たな卸資産	主として先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

⑵　重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産	主として定率法によっております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物　　５～50年 機械装置及び運搬具　２～20年
無形固定資産	定額法によっております。ただし、ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

⑶ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

⑷ 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債、退職給付に係る資産及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑸ 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理によっております。 ただし、為替予約が付されている外貨建債務については振当処理を行っております。
ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段　為替予約 ヘッジ対象　外貨建債務等
ヘッジ方針	ヘッジ対象の範囲内で、将来の為替相場の変動によるリスクを回避する目的でのみヘッジ手段を利用する方針であります。
ヘッジ有効性評価の方法	ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。

⑹ 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

5．表示方法の変更に関する注記

（表示方法の変更）

「会計上の見積りに関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年３月31日。以下「見積り開示会計基準」という）を当連結会計年度より適用し、（会計上の見積りに関する注記）を開示しております。

6．会計上の見積りに関する注記

金銭債権に対する貸倒引当金の見積り

⑴ 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

受取手形及び売掛金	8,559,528千円
長期貸付金	1,480,902千円
破産更生債権等	1,378,821千円
貸倒引当金	△2,227,205千円

⑵　連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①算出方法	金銭債権のうち一般債権については貸倒実績率により、また貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。 貸倒懸念債権については、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額について債務者の財政状態及び経営成績等を考慮して貸倒見積高を算定する方法を採用しております。破産更生債権等については、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額を貸倒見積高としております。
②主要な仮定	回収不能見込額を算定するにあたっては、新型コロナウイルスや家畜の疾病による畜産物市況の変化、債務者の業績見通しまたは財政状態及び経営成績等に基づく回収見込、不動産等の担保資産価値に関して、経営者による主要な仮定を使用しております。
③翌年度の連結計算書類に与える影響	主要な仮定である新型コロナウイルスや家畜の疾病による畜産物市況の変化、債務者の業績見通しや回収見込、不動産等の担保資産価値は、見積りの不確実性があり、翌年度において貸倒引当金の追加計上が発生する可能性があります。

（連結貸借対照表に関する注記）

1．投資有価証券に含まれる関連会社株式　31,200千円

2．有形固定資産の減価償却累計額　18,167,659千円

3．国庫補助金による有形固定資産の取得価額から控除されている圧縮記帳額

建物及び構築物　41,568千円

機械装置及び運搬具　231,942千円

4．保証債務

金融機関等からの借入に対し、債務保証を行っております。

3,000千円

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1．当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び総数　普通株式　20,830,825株

2．剰余金の配当に関する事項

⑴　配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年6月26日定時株主総会	普通株式	115,872	6.00	2020年3月31日	2020年6月29日

⑵　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年6月29日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	115,871	6.00	2021年3月31日	2021年6月30日

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。受取手形及び売掛金、長期貸付金に係る取引先の信用リスクは、社内規定に基づいてリスク低減を図っております。破産更生債権等に係る取引先の信用リスクは、十分な貸倒引当金を計上しております。投資有価証券は、すべてが株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。支払手形及び買掛金は、すべてが１年以内の支払期日であります。短期借入金は主に営業取引にかかる資金調達であります。デリバティブ取引は、為替変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行っておりません。

2．金融商品の時価等に関する事項

2021年３月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額（※２）	時価（※２）	差額
⑴ 現金及び預金	9,818,207	9,818,207	0
⑵ 受取手形及び売掛金	8,559,528	8,559,528	0
⑶ 投資有価証券			
その他有価証券	513,869	513,869	0
⑷ 長期貸付金	1,480,902		
貸倒引当金（※１）	△683,625		
	797,276	800,690	3,413
⑸ 破産更生債権等	1,378,821		
貸倒引当金（※１）	△1,315,994		
	62,827	62,827	0
⑹ 支払手形及び買掛金	(4,574,015)	(4,574,015)	0
⑺ 短期借入金	(4,269,000)	(4,269,000)	0
⑻ デリバティブ取引	14,002	14,002	0

（※１）個別及び一括で計上している貸倒引当金を控除しております。

（※２）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

⑴　現金及び預金、並びに⑵　受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑶　投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

⑷　長期貸付金

これらの時価については、回収可能性を反映した元利金の受取見込額を国債利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑸　破産更生債権等

破産更生債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額からの現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

⑹　支払手形及び買掛金、並びに⑺　短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑻　デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。なお、為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該買掛金の時価に含めて記載しております。

（上記⑹参照）

（注２）非上場株式（連結貸借対照表計上額42,700千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「⑶　投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額　919円51銭

２．１株当たり当期純利益　7円20銭

（その他の注記）

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**20,506,545**	**流動負債**	**9,894,968**
現金及び預金	9,596,976	支払手形	1,851
受取手形	1,474,300	買掛金	4,553,693
売掛金	7,247,891	短期借入金	4,269,000
商品及び製品	140,790	未払金	394,277
原材料及び貯蔵品	1,965,884	未払法人税等	183,645
その他	312,465	賞与引当金	97,020
貸倒引当金	△231,764	その他	395,480
固定資産	**7,116,165**	**固定負債**	**84,240**
有形固定資産	**4,147,089**	長期未払金	84,240
建物	571,092	**負債合計**	**9,979,208**
構築物	165,882	(純資産の部)	
機械及び装置	1,299,301	**株主資本**	**17,403,941**
車両運搬具	19,962	**資本金**	**2,011,689**
工具、器具及び備品	140,513	**資本剰余金**	**1,904,186**
土地	1,575,844	資本準備金	1,904,186
建設仮勘定	374,492	**利益剰余金**	**13,783,865**
無形固定資産	**9,666**	利益準備金	410,680
投資その他の資産	**2,959,409**	その他利益剰余金	13,373,184
投資有価証券	525,369	退職給与基金	442,664
関係会社株式	81,200	配当準備積立金	1,000
出資金	4,860	価格変動準備金	42,000
長期貸付金	1,477,452	固定資産圧縮積立金	11,828
関係会社長期貸付金	1,370,000	別途積立金	9,753,130
破産更生債権等	1,378,821	繰越利益剰余金	3,122,561
前払年金費用	54,959	**自己株式**	**△295,799**
繰延税金資産	42,187	**評価・換算差額等**	**239,561**
その他	24,180	**その他有価証券評価差額金**	**229,843**
貸倒引当金	△1,999,620	**繰延ヘッジ損益**	**9,717**
資産合計	**27,622,711**	**純資産合計**	**17,643,502**
		負債及び純資産合計	**27,622,711**

損 益 計 算 書

（2020年4月1日から
2021年3月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**38,764,883**
売上原価		**36,620,269**
売上総利益		**2,144,614**
販売費及び一般管理費		**1,993,119**
営業利益		**151,495**
営業外収益		
受取利息	46,426	
受取配当金	13,513	
売電収入	50,246	
為替差益	35,408	
受取保険金	28,933	
受取賃貸料	23,447	
その他	38,485	236,460
営業外費用		
支払利息	56,531	
売電費用	31,000	
支払手数料	41,609	
その他	5,796	134,938
経常利益		**253,017**
税引前当期純利益		**253,017**
法人税、住民税及び事業税	226,291	
法人税等調整額	△3,652	222,638
当期純利益		**30,378**

株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					退職給与基金	配当準備積立金
当期首残高	2,011,689	1,904,186	1,904,186	410,680	442,664	1,000
当期変動額						
固定資産圧縮積立金の取崩						
剰余金の配当						
当期純利益						
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—
当期末残高	2,011,689	1,904,186	1,904,186	410,680	442,664	1,000

	株主資本				
	利益剰余金				
	その他利益剰余金				利益剰余金合計
	価格変動準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	42,000	12,529	9,753,130	3,207,353	13,869,358
当期変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩		△701		701	—
剰余金の配当				△115,872	△115,872
当期純利益				30,378	30,378
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	△701	—	△84,792	△85,493
当期末残高	42,000	11,828	9,753,130	3,122,561	13,783,865

(単位：千円)

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△295,781	17,489,452	74,899	20,929	95,829	17,585,281
当期変動額						
固定資産圧縮積立金の取崩		—				—
剰余金の配当		△115,872				△115,872
当期純利益		30,378				30,378
自己株式の取得	△17	△17				△17
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			154,943	△11,211	143,732	143,732
当期変動額合計	△17	△85,511	154,943	△11,211	143,732	58,220
当期末残高	△295,799	17,403,941	229,843	9,717	239,561	17,643,502

個 別 注 記 表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社及び関連会社株式　　移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの　　決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの　　移動平均法による原価法によっております。

デリバティブ　　時価法によっております。

たな卸資産　　先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

2．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産　　定率法によっております。ただし、1998年４月１日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物、構築物　　５～50年

機械及び装置、車両運搬具　２～20年

無形固定資産　　定額法によっております。ただし、ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

3．引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、年金資産の見込額が退職給付債務の見込額を超過している場合には、超過額を前払年金費用として計上しております。

4．ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理によっております。 ただし、為替予約が付されている外貨建債務については振当処理を行っております。
ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段　為替予約 ヘッジ対象　外貨建債務等
ヘッジ方針	ヘッジ対象の範囲内で、将来の為替相場の変動によるリスクを回避する目的でのみヘッジ手段を利用する方針であります。
ヘッジ有効性評価の方法	ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。

5．消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

6．表示方法の変更に関する注記

(表示方法の変更)

「会計上の見積りに関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年３月31日。以下「見積り開示会計基準」という）を当会計年度より適用し、（会計上の見積りに関する注記）を開示しております。

7．会計上の見積りに関する注記

金銭債権に対する貸倒引当金の見積り

⑴ 当年度の計算書類に計上した金額

受取手形	1,474,300千円
売掛金	7,247,891千円
長期貸付金	1,477,452千円
破産更生債権等	1,378,821千円
貸倒引当金	△2,231,384千円

⑵ 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結計算書類の「連結注記表　会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

1．有形固定資産の減価償却累計額　17,528,929千円

2．国庫補助金による有形固定資産の取得価額から控除されている圧縮記帳額

建物	41,568千円
機械及び装置	231,942千円

3．保証債務

金融機関等からの借入に対し、債務保証を行っております。

3,000千円

4．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権	96,350千円
関係会社に対する短期金銭債務	12,843千円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

営業取引	358,459千円
営業取引以外の取引	38,627千円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式（株）	1,518,822	55	—	1,518,877

（注）　普通株式の増加55株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	682,803千円
賞与引当金	29,688千円
減損損失	61,038千円
長期未払金	25,777千円
未払費用	4,480千円
投資有価証券評価損	24,138千円
その他	68,803千円
繰延税金資産小計	896,729千円
評価性引当額	△742,774千円
繰延税金資産合計	153,955千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△85,450千円
固定資産圧縮積立金	△5,215千円
その他	△21,102千円
繰延税金負債合計	△111,768千円
繰延税金資産の純額	42,187千円

（関連当事者との取引に関する注記）

⑴　子会社及び関連会社等　　（単位：千円）

種　類	会社等の名　称	議決権等の所有割合（%）	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	東和畜産株式会社	所有直接100%	飼料の販売	資金の貸付（注1）	62,435	関係会社長期貸付金	1,370,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）　資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して、利率を合理的に決定しております。

⑵　役員及び個人事業主等　　（単位：千円）

種　類	会社等の名　称	議決権等の被所有割合（%）	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	大和化成株式会社（注1）	－	物品の売買	飼料原料の販売	26,326	売掛金	1,958
				飼料原料の購入	422,604	買掛金	159,435

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）　大和化成株式会社は、当社取締役奥濱良明氏及び同氏の近親者で議決権の100％を保有しております。

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額　　913円61銭

２．１株当たり当期純利益　　1円57銭

（その他の注記）

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年５月19日

日和産業株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
大　阪　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　上　田　美　穂　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　葉　山　良　一　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、日和産業株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日和産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年５月19日

日和産業株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
大　阪　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　上　田　美　穂　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　葉　山　良　一　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、日和産業株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの第117期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第117期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年５月21日

日和産業株式会社　監査役会

常勤監査役　脇　村　常　雄　㊞

監　査　役　小阪田　興　一　㊞

監　査　役　山　下　　剛　㊞

（注）　監査役小阪田興一及び監査役山下剛は、社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

<会社提案（第１号議案から第３号議案）>

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、継続的な安定配当を基本方針として当事業年度の業績と今後の見通し等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

⑴　配当財産の種類
　　金銭

⑵　株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金６円　総額115,871,688円

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日
　　2021年６月30日

第２号議案　取締役７名選任の件

取締役７名は、本総会終結の時をもって任期満了となり、また、取締役奥濱良明氏は2021年５月26日逝去により退任いたしましたので、取締役７名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
1	中橋 正敏（なかはし まさとし） （1945年12月６日生）	1973年６月　当社入社 1985年８月　当社取締役総務部長 1993年６月　当社常務取締役総務部長 1997年６月　当社専務取締役 1999年６月　当社取締役社長（代表取締役） 2017年６月　当社取締役会長（代表取締役） 現在に至る	411,264株
	取締役候補者とした理由 1985年に当社取締役に就任後、1999年から取締役社長（代表取締役）、2017年からは取締役会長（代表取締役）を務めており、当社における経営全般の管理・監督に携わってまいりましたことから、今後も取締役としての職務を適切に遂行することができると判断いたしました。		
2	中澤 敬史（なかざわ たかふみ） （1955年３月24日生）	1977年４月　当社入社 2002年６月　当社執行役員八戸工場長 2003年６月　当社取締役八戸工場長 2011年６月　当社常務取締役八戸工場長 2013年６月　当社常務取締役営業本部長・八戸工場長 2016年６月　当社取締役副社長（代表取締役）・営業本部長・八戸工場長 2017年６月　当社取締役社長（代表取締役） 現在に至る	20,000株
	取締役候補者とした理由 2003年に当社取締役に就任後、八戸工場長として工場経営の一翼を担い、2013年から営業本部長として当社における営業全般の管理・監督を行ってまいりました。2016年から取締役副社長（代表取締役）、2017年からは取締役社長（代表取締役）として、経営全般の管理・監督に携わってまいりましたことから、今後も取締役としての職務を適切に遂行することができると判断いたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
3	中橋（なかはし）　太一郎（たいちろう） （1979年1月6日生）	2007年4月　当社入社 2008年5月　当社執行役員管理本部長 2011年6月　当社取締役管理本部長 2017年6月　当社専務取締役管理本部長 2018年6月　当社専務取締役営業本部長 現在に至る	24,100株
	取締役候補者とした理由 2011年に当社取締役に就任後、管理本部長として当社における管理部門全般の管理・監督を行い、2018年からは営業本部長として当社における営業全般の管理・監督に携わってまいりましたことから、今後も取締役としての職務を適切に遂行することができると判断いたしました。		
4	古本（こもと）　洋一（よういち） （1947年6月9日生）	1971年4月　当社入社 1995年6月　当社鹿児島工場長 2005年6月　当社執行役員鹿児島工場長 2006年6月　当社取締役生産本部長・鹿児島工場長 現在に至る	2,000株
	取締役候補者とした理由 2006年に当社取締役に就任後、生産本部長として当社における生産設備全般の管理・監督に携わってまいりましたことから、今後も取締役としての職務を適切に遂行することができると判断いたしました。		
5	松本（まつもと）　幸久（たかひさ） （1952年8月1日生）	1975年4月　当社入社 2009年3月　当社執行役員三原工場長 2013年6月　当社取締役三原工場長 現在に至る	3,000株
	取締役候補者とした理由 2013年に当社取締役に就任後、三原工場長として当社の工場経営の一翼を担い、経営の管理・監督に携わってまいりましたことから、今後も取締役としての職務を適切に遂行することができると判断いたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
6	安井秀夫（やすい ひでお） （1956年３月14日生）	1978年４月　当社入社 2011年６月　当社執行役員管理本部副本部長 2018年６月　当社取締役管理本部長・総務部長 現在に至る	25,200株
	取締役候補者とした理由 2011年に当社執行役員に就任後、管理本部副本部長として、2018年に当社取締役に就任してからは管理本部長・総務部長として当社における管理部門全般の管理・監督に携わってまいりましたことから、取締役としての職務を適切に遂行することができると判断いたしました。		
7	河崎司郎（かわさき しろう） （1953年12月29日生）	1976年４月　株式会社三和銀行（現株式会社三菱ＵＦＪ銀行）入行 2003年10月　株式会社ＵＦＪ銀行（現株式会社三菱ＵＦＪ銀行）瓦町支店長 2006年１月　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行（現株式会社三菱ＵＦＪ銀行）瓦町支社長 2006年５月　新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 2008年10月　新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）プリンシパル 2010年７月　同法人シニアプリンシパル 2016年６月　同法人マネージングディレクター 2017年６月　当社取締役 現在に至る	－
	取締役候補者とした理由 2017年に当社取締役に就任後、銀行並びに監査法人における幅広い実務の経験から、当社の経営全般に対して有益かつ的確な助言をいただき、経営の管理・監督に携わっていただいております。今後も社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断いたしました。		

（注）１．河崎司郎氏は、社外取締役候補者であります。
河崎司郎氏の当社社外取締役就任期間は、本総会の終結の時をもって４年となります。
なお、当社は河崎司郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

2．当社は、河崎司郎氏との間で、会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第１項に関する責任について、責任の限度額は法令で定める額を限度とする責任限定契約を締結しております。同氏の再選が承認された場合は当該契約を継続する予定であります。
3．当社は、取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が一部の保険料を負担しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなります。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

現在の補欠監査役選任の効力は、本総会の開始の時までとなっておりますので、改めて、監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

本議案の提出につきましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
佐藤公夫 (1950年７月12日生)	1979年５月　佐藤産業株式会社　非常勤監査役 1980年５月　同社常務取締役 1988年５月　同社専務取締役 1992年５月　同社代表取締役副社長 1999年５月　同社代表取締役社長 2019年３月　同社代表取締役会長 現在に至る	－
補欠の社外監査役候補者とした理由 長年の企業経営の経験により、当社の経営に対し的確な助言をいただけるものと判断いたしました。		

（注）１．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．佐藤公夫氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

＜株主提案（第４号議案及び第５号議案）＞

第４号議案及び第５号議案は株主１名からのご提案によるものであります。

当社取締役会としては、後述のとおり**いずれの株主提案にも反対**いたします。

以下の議題、提案の内容及び提案の理由につきましては、原則として提案株主から提出されたものを原文のまま記載しております。

第４号議案　剰余金の処分の件

１．提案の内容

第117期の期末剰余金として、普通株式１株あたり金10円を配当する。

２．提案の理由

日和産業の第117期第３四半期報告書によれば、令和２年12月31日時点で94.4億円の現預金を保有しております。これらの資産から有利子負債の42.7億円を差し引いても約51.7億円の流動性資産を保有しており、日和産業の時価総額と比較し過大な資産を抱えています。実際、日和産業の過去８年間の平均PBRは0.26倍と極端に低水準で長年株主資本を有効活用できていない経営状況が続いており、令和３年３月31日時点においても日和産業の株価は解散価値を大きく下回る状態が継続しています。

この経営状況を招いている主な原因は、言わずもがな現預金の長年の放置であり、日和産業が保有する現預金約94.4億円は、それぞれ日和産業の総資産の約30％及び時価総額の約127％（本年３月31日時点）に相当するものとなっています。この水準は、同業他社と比べても非常に高水準であることから、経営陣による保守的な経営が如実に反映された結果であり、貴重な経営資源を企業価値向上に向けた有効活用に充てられているとは考えられません。

これまで弊社は日和産業のIR部門及び経営陣と面談を重ねて参りましたが、これまでの実績に鑑みると特段大きな改善策は実施されておらず、今後も企業価値及び株主価値の向上に向けた経営は期待できません。弊社は一株主として、日和産業の経営状況を看過することは出来ず、経営陣に株主還元の拡大を提案します。

令和３年３月期の予想当期純利益のうち50％を配当に充てる場合、１株当たり配当額は以下の通り、10円となります。

20.71円（予想　１株あたり純利益）×50％＝10.35円（１株当たりの配当金額）

＜第４号議案に対する取締役会の意見＞

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、長期にわたり株式を保有いただいている多くの株主様に対して、当社の財務体質の健全性を確保したうえで、安定配当の維持及びその向上に努めることが共通の利益に資するものと考えており、事業環境の悪化に陥った状況におきましても、この基本方針を貫く配当政策を実行してまいりました。

今後につきましても、将来における財務体質の健全性とのバランスに配慮しながら、株主の皆様への利益還元を大前提に、安定した配当政策の実施を心掛けてまいります。

第５号議案　資本コストの開示に係る定款変更の件

１．提案の内容

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

第８章　資本コストの開示

（資本コストの開示）

第42条　当会社は、当会社が金融商品取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書（以下「CG報告書」という。）において、CG報告書提出日から遡る１か月以内において当会社が把握する加重平均資本コストを、その算定根拠とともに開示するものとする。

２．提案の理由

令和３年３月期の予想当期純利益（連結）に基づく日和産業の自己資本利益率（ROE）は約2.2％と同業他社と比べても劣後しており、経営効率の悪さが見受けられます。これは今期に限ったことではなく、過去８年間の平均ROEでみても約1.92％と非常に低く、株主資本の有効活用ができているとは到底言えません。

また、いずれの開示資料にも具体的な中長期の数値目標が記載されていなかったため、IR面談で「経営方針として、毎期数値目標を設定し経営陣で共有されている指標（ROE、DOE等）がありますか」と質問させていただきましたところ、「原料価格や為替、畜産物価格の相場の影響を受ける業界ということもあり、ROEや利益率等の目標値は設定していない」といった旨のご回答をいただきました。また、競合他社の指標水準や最適資本コスト等の分析をされていないとのことで、一株主としては経営陣に対して不安を抱かざるを得ません。

「コーポレートガバナンス・コード」では、「経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、自社の資本コストを的確に把握した上で、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人材投資等を含む経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべきである」として、経営陣が自社の資本コストを的確に把握することを求めています。したがって、日和産業の経営陣においても、自社の株主資本コストを踏まえた加重平均資本コストを的確に把握した上で事業計画や資本政策等を立案・検証すべきだと考えます。

以上の理由から、この度弊社が提案する株主還元策並びに定款変更の株主提案実行を強く期待いたします。仮に将来的に手元資金が必要になった場合でも、日和産業が保有する多額の現預金に鑑みると財務安全性は依然として強固であり、特段問題はありません。

なお、今回の株主提案を実行したとしても、その配当総額は当期純利益の範囲内であることから、日和産業の財務状況及び経営状況に大きな影響を与えるものではなく、株主重視の姿勢を市場全体に強くアピールすることができ、日和産業の企業価値及び株主価値向上の第一歩となると考えます。

＜第５号議案に対する取締役会の意見＞

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社取締役会としては、本提案において定款の規定とすることを求める内容は、会社の根本規則である定款に記載するのになじまないものであると考えております。

また、提案の理由としてあります、「「コーポレートガバナンス・コード」では、「経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、自社の資本コストを的確に把握した上で、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人材投資等を含む経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべきである」」の記載につきましては、コーポレート・ガバナンス報告書における加重平均資本コスト及びその算定根拠の開示を求めているものではありません。

以上

○議決権行使書用紙ご記入の際のご注意

⑴　株主提案につきましては、当社取締役会は、そのいずれにも反対しております。 ⑵　各議案につきまして賛否の表示がない場合、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

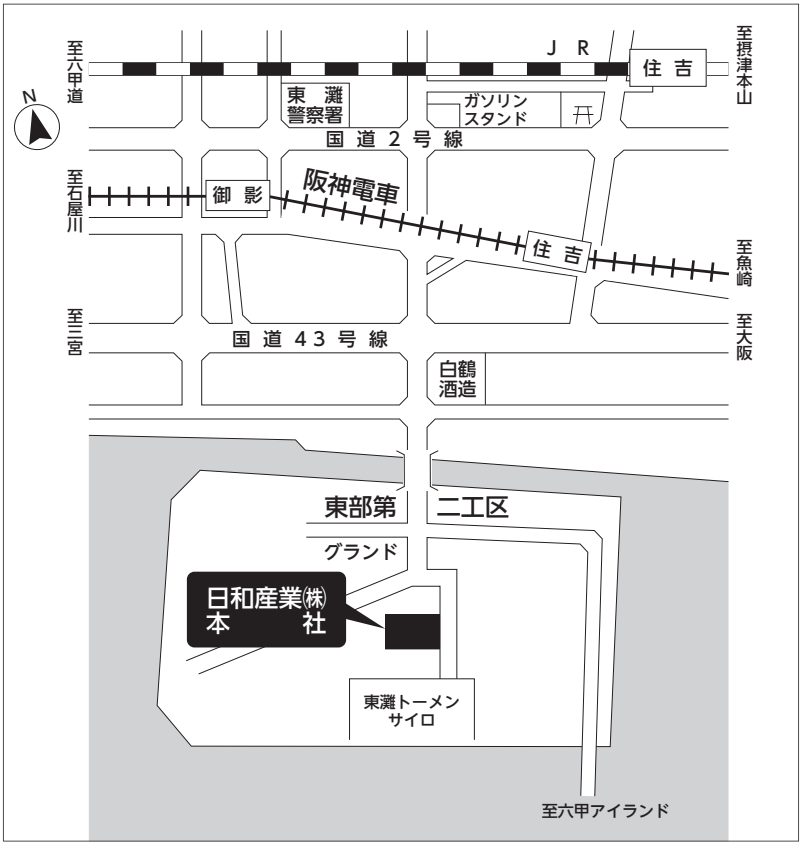
MEMO

MEMO

株主総会会場のご案内

会　場　神戸市東灘区住吉浜町19番地の５
日和産業株式会社　本社３階会議室

会場付近の略図



UD FONT 見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォントを採用しています。